

平成19年 3 月28日

18練都建第778号制定

平成29年 3 月 1 日28練都建第777号全部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区耐震改修促進計画に基づき、練馬区の区域内（以下「区内」という。）の建築物の地震に対する安全性の向上を図り、区民の生命、身体および財産の保護を図るため、建築物の所有者が耐震診断、実施設計、建替え設計、耐震改修工事、簡易補強工事、建替え工事および除却工事（以下「耐震改修工事等」という。）を実施するに当たり、これらに要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日国官会第2317号）16―(12)住宅・建築物安全ストック形成事業（以下「社会資本整備総合交付金交付要綱」という。）に定めるところによるほか、つぎに定めるところによる。

- (1) 耐震化促進事業 この要綱に基づき実施する、耐震改修工事等に関する助成事業をいう。
- (2) 耐震化基準 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年 1 月26日国土交通省告示第184号）」別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術的な指針」という。）第1に規定する構造耐震指標が、つぎに掲げる要件を満足することをいう。
 - ア 木造の場合 構造耐震指標 I_w 値が1.0相当以上であること。
 - イ 非木造の場合 構造耐震指標 I_s 値が0.6相当以上であること。
- (3) 簡易補強基準 技術的な指針第1に規定する構造耐震指標 I_w 値が0.7相当以上を満たすことをいう。
- (4) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士または木造建築士の資格を有する者であつて、次号に規定する耐震診断に従事する者をいう。
- (5) 耐震診断 区長が別に定める練馬区耐震診断仕様書に基づき、耐震診断士が建築

物の耐震性を判定することをいう。

- (6) 実施設計 区長が別に定める練馬区耐震改修実施設計仕様書に基づき、耐震化基準を満たすための必要な設計をいう。
- (7) 建替え設計 耐震診断に基づき、耐震化基準に満たないと判定された建築物を解体し、建築物を新たに建築するための必要な設計をいう。
- (8) 耐震改修工事 区長が別に定める練馬区耐震改修工事仕様書に基づき、耐震化基準を満たすための必要な工事をいう。
- (9) 簡易補強工事 区長が別に定める練馬区簡易補強工事仕様書に基づき、簡易補強基準を満たすための必要な工事をいう。
- (10) 建替え工事 耐震診断に基づき、耐震化基準に満たないと判定された建築物を解体し、建築物を新築する工事をいう。
- (11) 除却工事 耐震診断に基づき、耐震化基準に満たないと判定された建築物を除却する工事をいう。
- (12) 住宅 一戸建ての住宅（以下「戸建住宅」という。） 、長屋および共同住宅（次号に掲げる分譲マンションを除く。） をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (13) 分譲マンション つぎの要件を全て満たす建築物をいう。
 - ア 地階を除く階数が3以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること。
 - イ 住居としての用途に供する部分を有し、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）がいること。
 - ウ 店舗等を含む複合用途建築物については、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満であること。
- (14) 災害時医療機関等 練馬区地域防災計画に位置付けられる災害時医療機関および災害時医療機関に含まれない透析対応医療機関をいう。
- (15) 公共的施設 つぎの要件を全て満たす建築物をいう。
 - ア 施設整備、運営等に対して練馬区が助成を行っていること。
 - イ 国および東京都の支援を受けていないこと。
- (16) 民間特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築

物のうち、同条第1号に掲げるものをいう。

(17) 中高層等 地階を除く階数が3以上の建築物または中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が所有する建築物のうち、第12号から前号までおよび第21号に該当しないものをいう。

(18) 民間建築物 第12号から前号までに該当する建築物をいう。

(19) 防災まちづくり事業実施地区 練馬区防災まちづくり事業実施要綱（令和2年3月6日1練都推第10274号）第2条第4号に規定する地区をいう。

(20) 緊急輸送道路 東京都耐震改修促進計画において、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定された道路をいう。

(21) 緊急輸送道路沿道建築物 つぎの要件を全て満たす建築物をいう。

ア 建築敷地が緊急輸送道路に接するものであること。

イ 建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、つぎに掲げる当該緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれに定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものであること。

(ア) 12メートル以下の場合、6メートル

(イ) 12メートルを超える場合、緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離

(22) 練馬区緊急道路障害物除去路線 練馬区地域防災計画に位置付けられる緊急道路障害物除去路線をいう。

(23) 設計図書 建築物の建築工事实施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）および仕様書をいう。

(24) 計画の認定等 耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定または区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者による技術的評価をいう（木造評定建築物において第18条第5項に規定する耐震計画評定結果報告書（適合）を取得する場合を含む。）。

(25) 木造評定建築物 木造2階建て以下の民間建築物または緊急輸送道路沿道建築物をいう。

(26) 補強計画 区長が別に定める練馬区簡易補強工事仕様書に基づき、簡易補強基準を満たすための必要な設計をいう。

(27) 感震ブレーカー 地震発生時に、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器のうち、つぎの要件を全て満たすものをいう。

ア 分電盤タイプ

イ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（J W D S 0007付2）の規定で定める構造および機能を有するもの

ウ 一般社団法人日本配線システム工業会において感震機能付住宅用分電盤認定制度による認証マークのあるもの

(28) 耐火建築物等 建築基準法第53条第3項第1号イに規定する建築物をいう。

(29) 障害者等居住住宅 つぎに掲げる者が居住する住宅をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定または要支援認定を受けている者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に基づき愛の手帳の交付を受けている者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（事業者の情報提供）

第3条 区長は、耐震改修工事等を実施する事業者について、つぎに掲げる事項を実施することにより、区民に対して情報提供を行うものとする。

(1) 耐震改修工事に係る講習会および考査を実施し、当該考査に合格した区内の工事施工事業者を一覧に掲載し、公表する。

(2) 練馬区民間建築物耐震化支援事業実施要綱（平成21年3月31日20練都建第1464号）第2条第1項第5号に定めるアドバイザーについて情報提供する。

第2章 民間建築物における耐震化促進事業

第1節 通則

（実施する助成事業）

第4条 民間建築物における耐震化促進事業（以下「民間建築物耐震化促進事業」という。）は、建築物の種類ごとに、つぎに掲げる助成金を交付するものとする。

(1) 耐震診断の経費に係る助成金（以下「耐震診断助成金」という。）

(2) 実施設計の経費に係る助成金（以下「実施設計助成金」という。）

(3) 耐震改修工事の経費に係る助成金（以下「耐震改修工事助成金」という。）

(4) 簡易補強工事の経費に係る助成金（以下「簡易補強工事助成金」という。）

(5) 除却工事の経費（耐震改修工事助成金の交付を受けて耐震改修工事を行った建築

物の除却工事を除く。)に係る助成金(以下「除却工事助成金」という。)

- (6) 建替え工事の経費(耐震改修工事助成金の交付を受けて耐震改修工事を行った建築物の建替え工事を除く。)に係る助成金(以下「建替え工事助成金」という。)

(対象建築物)

第5条 民間建築物耐震化促進事業の対象となる建築物は、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 区内にあること。
- (2) 民間建築物に該当するものであること。
- (3) 建築基準法および関係法令に関し、適法な状態である建築物または重大な違反がある建築物であって、その違反が工事の際に解消されると区長が認めるものであること。ただし、つぎに掲げる助成事業については、この限りでない。

ア 耐震診断

イ 住宅における簡易補強工事

- (4) つぎのアまたはイのいずれかに該当するもの

ア 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物であること。ただし、同年6月1日以後に増築されたもので、当該増築した部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の2分の1以上であるものを除く。

イ 耐震診断助成金、実施設計助成金または耐震改修工事助成金の交付を受けるもので、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築または増築の工事に着手した建築物(平屋建てまたは2階建ての在来軸組工法の木造の住宅(基礎はコンクリート造)に限る。)であること。ただし、当該建築物において平成12年6月1日以後に増築されたもので、当該増築した部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の2分の1以上であるものを除く。

- (5) 対象費用について他の耐震化関連補助金等の交付を受ける事業ではないこと。
- (6) この要綱による助成金の交付を受けた建築物でないこと。
- (7) 令和8年3月31日までに第22条第3項に規定する助成金の交付を受けること。ただし、第10条第2項の規定による全体設計の承認または第11条第1項の規定による全体設計の変更承認を受けたものを除く。
- (8) 別表1に規定する住宅(D区分)については、前号の規定にかかわらず、令和10年3月31日までに第22条第3項に規定する助成金の交付を受けること。

- 2 実施設計助成金の対象となる建築物は、前項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 中高層等に該当しないこと。
 - (2) 耐震診断を実施し、耐震化基準に満たないと判断されたものであること。
 - (3) 建築基準法および関係法令に関し、重大な違反が認められる場合は、その是正を図る計画が設計と同時に行われるものであること。
- 3 耐震改修工事助成金の対象となる建築物は、前2項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 実施設計を実施し、かつ、計画の認定等を受けたもので耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。
 - (2) 建築基準法第2条第1項第11号に規定する工事監理者が工事監理を行うものであること。
 - (3) 建築基準法および関係法令に関し、重大な違反が認められる場合は、その是正が耐震改修工事と同時に行われるものであること。
 - (4) 建築基準法に基づく道路、同法第43条第2項第1号の規定に基づく道もしくは建築基準法第43条第2項第2号許可運用基準（平成14年7月1日練都建発第60号）に基づく通路の境界線または東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条に基づくすみ切りから建築物等（付属する門および塀を含む。以下同じ。）が突出している場合は、当該境界線またはすみ切りの位置まで建築物等の後退または除却が耐震改修工事と同時に行われるものであること。
- 4 簡易補強工事助成金の対象となる建築物は、第1項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 木造の戸建住宅であること。
 - (2) 技術的な指針第1に示す耐震改修前の構造耐震指標 I_w 値が0.7相当未満であること。
 - (3) 技術的な指針第1に示す耐震改修後の構造耐震指標 I_w 値が0.7相当以上を満足するとして、第18条第5項に規定する耐震計画評価結果報告書（適合）を取得したものであること（計画の認定等を受けた場合を含む。）。
 - (4) 建築基準法に基づく道路、同法第43条第2項第1号の規定に基づく道もしくは建築基準法第43条第2項第2号許可運用基準に基づく通路の境界線または東京都建築安全条例第2条に基づくすみ切りから建築物等が突出している場合は、当該境界線

またはすみ切りの位置まで建築物等の後退または除却が簡易補強工事と同時に行われるものであること。

- (5) 前号の道路、道および通路のいずれにも接していない敷地に存する建築物等については、簡易補強工事に当たり、交通上、安全上、防火上および衛生上の観点から、当該建築物等が接する道状の空地からの後退について区と協議すること。
- (6) 防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物でないこと。
- (7) 申請者の居住の用に供されている住宅であり、第三者へ売却または賃貸を目的として行われないものであること。

5 除却工事助成金の対象となる建築物は、第1項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物であること。
- (2) 住宅、分譲マンション、災害時医療機関等、公共的施設または民間特定建築物のいずれかに該当すること。ただし、附属建築物、建築設備、工作物等は含まないものとする。
- (3) 耐震診断を実施し、耐震化基準に満たないと判断されたものであること。ただし、木造および鉄骨造の住宅については、この限りでない。
- (4) 除却後に建築される建築物については、東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物とし、売買等により当該建築物の所有権を第三者に移転する場合は、当該第三者に本要件を引き継ぐものとする。
- (5) 不特定多数の者の通行に供している通路の境界線からブロック塀等の工作物が突出している場合は、当該工作物を撤去すること。

6 建替え工事助成金の対象となる建築物は、第1項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物であること。
- (2) 建替え前の建築物が住宅に該当すること。ただし、附属建築物、建築設備、工作物等は含まないものとする。
- (3) 建替え前の住宅に耐震診断を実施し、当該住宅が耐震化基準に満たないと判断されたものであること。ただし、木造および鉄骨造の住宅については、この限りでない。
- (4) 建替え後の建築物については、つぎに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 社会資本整備総合交付金交付要綱による住宅（マンションを除く。）であるこ

と。

イ 東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造であること。

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存するものでないこと

エ 設置する分電盤の全てに感震ブレーカーを設置すること。ただし、耐火建築物等については、この限りでない。

(5) 建築基準法に基づく道路、同法第43条第2項第1号の規定に基づく道もしくは建築基準法第43条第2項第2号許可運用基準に基づく通路の境界線または東京都建築安全条例第2条に基づくすみ切りから建築物等が突出している場合は、当該境界線またはすみ切りの位置まで建築物等の後退または除却が建替え工事と同時に行われるものであること。

(6) 耐震化基準に満たないと判定された建築物を解体し、建築物を新築する助成対象事業が一の事業者との一の契約であること。ただし、助成対象事業以外の事業が当該契約に含まれることを妨げない。

(助成対象者)

第6条 民間建築物耐震化促進事業により助成金の交付を受けることができる者（以下この章において「助成対象者」という。）は、個人の場合は個人住民税を、法人の場合は法人住民税（以下これらを「区税等」という。）を滞納していない者で、かつ、前条の要件を満たす建築物の所有者のうち、自らが当該建築物の耐震改修工事等を行う者とする。ただし、つぎに掲げるものを除く。

(1) 国、地方公共団体およびこれに準ずる団体

(2) 第三者へ転売する目的のために、住宅を取得し、当該住宅の耐震改修工事等を行う不動産業者または建築業者

2 住宅の建替え工事助成金については、前項の助成対象者のほか、当該建築物の所有者の2親等以内の親族が建築物の解体、新たに建築する工事または建替え工事を行う場合は、当該親族が助成対象者となることができる。

3 住宅の除却工事助成金については、自らが当該建築物の除却工事を行うことが困難であると認められる場合は、当該建築物の所有者の2親等以内の親族が助成対象者となることができる。

4 対象建築物がつぎの各号に該当する場合は、助成対象者は当該各号に掲げる者とする

る。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合または区分所有者の代表者
 - (2) 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者
 - (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第5条第1項に規定するマンション建替え組合 マンション建替え組合の代表者
- （区税等を滞納していないことの確認）

第7条 前条に規定する区税等を滞納していないことの確認は、練馬区に納付している個人の場合は、区長が助成対象者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法により行うものとする。ただし、法人および練馬区以外の地方公共団体に納税している個人については、前年度に係る区税等を滞納していないことを証明する書類として、納税証明書または非課税証明書等（申請の前年度の発行が可能となる時期の前においては、申請の前々年度とする。）の写しの提出を求めることにより行うものとする。

（助成対象費用）

第8条 第4条に規定する助成金の交付の対象となる経費は、つぎに掲げる費用とする。

- (1) 耐震診断の経費は、耐震診断（診断に係る必要な調査等を含む。）に直接要する費用とする。この場合において、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該費用に対し1,570,000円を限度として加算することができる。ただし、住宅は除く。
- (2) 実施設計の経費は、実施設計（設計に係る必要な調査等を含む。）に直接要する費用とする。
- (3) 耐震改修工事の経費は、耐震改修工事に直接要する費用とする。
- (4) 簡易補強工事の経費は、簡易補強工事に直接要する費用とする。
- (5) 除却工事の経費は、除却工事に直接要する費用とする。
- (6) 建替え工事の経費は、建替え工事に直接要する費用とする。

2 助成対象者が法人の場合、前項の規定による費用に消費税および地方消費税（以下「消費税」という。）を含めない。

（助成金の額）

第9条 民間建築物耐震化促進事業における助成金の額は、前条第1項各号に掲げる費用ごとに、別表1に定める額とする。

2 前項の規定により算定した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

第2節 手続

(全体設計の承認)

第10条 耐震改修工事等が、やむを得ず複数年度にわたる場合において、その経費に係る助成金の交付を受けようとする者は、当該耐震改修工事等に係る契約の締結および事業の着手をする前に、耐震化促進事業全体設計承認申請書（第1号様式）につぎに掲げる書類を添えて、当該耐震改修工事等に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 工程表
- (5) 見積書
- (6) 各月の耐震改修工事等に要する経費が確認できる書類の写し
- (7) 助成対象者が支払う金額および時期が確認できる書類の写し
- (8) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、承認することを決定したときは耐震化促進事業全体設計承認書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

3 区長は、前項の承認の決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

4 耐震改修工事に係る第1項の承認を受けようとする者は、あらかじめ、区長に、耐震化促進事業事前協議書（第2号様式の2）に第1項に掲げる書類を添えて、協議を行わなければならない。この場合において、区長は、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該耐震改修工事に係る全体設計の承認申請を受け付けることができる。

5 第2項の規定により全体設計の承認を受けた者（以下この章において「被承認者」という。）は、当該承認の対象となった耐震改修工事等を取り止める場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

6 被承認者は、全体設計の承認の内容に基づき耐震改修工事等を実施し、各年度の事業開始時に第12条に規定する交付申請を行わなければならない。

7 第2項の規定により全体設計の承認を受けた事業に係る全体設計（各年度事業）の助成金の額の算定に当たっては、全体設計（全体事業）に着手する時点における練馬区耐震化促進事業助成要綱を適用し、かつ、全体設計（全体事業）の助成対象費用をもとに算出した額に全体設計（各年度事業）の事業割合を乗じた額以内とする。ただし、助成金の額の算定に当たり別の算定によることについて区長が認める場合は、この限りでない。

8 前各項の規定は、住宅および中高層等については適用しない。

（全体設計の変更承認）

第11条 被承認者は、前条第2項の規定による全体設計の承認後に、当該耐震改修工事等に係る事業費の総額、事業完了予定時期等を変更する場合は、速やかに耐震化促進事業全体設計変更承認申請書（第3号様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 前条第2項から第7項まで（第4項を除く。）の規定は、全体設計の変更承認を申請する場合に準用する。この場合において、前条第2項中「耐震化促進事業全体設計承認書（第2号様式）」とあるのは「耐震化促進事業全体設計変更承認書（第4号様式）」と読み替えるものとする。

（助成金の交付申請）

第12条 耐震診断助成金の交付を受けようとする者または住宅で耐震診断助成金および実施設計助成金の交付を同時に受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部
- (2) 耐震診断助成金および実施設計助成金の交付を同時に受けようとする場合は、建築物調査結果報告書 1部
- (3) 延べ面積が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部
- (4) 見積書または耐震診断もしくは耐震診断および実施設計に要する経費が確認できる書類の写し 1部
- (5) 耐震診断に従事する者が第2条第4号に規定する耐震診断士であることを確認で

きる書類 1部

- (6) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部
- (7) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部
- (8) 耐震診断が複数年度にわたる場合は、耐震化促進事業全体設計承認書の写し 1部
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

2 実施設計助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部
- (2) 建築物調査結果報告書 1部
- (3) 見積書または実施設計に要する経費が確認できる書類の写し 1部
- (4) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部
- (5) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部
- (6) 練馬区耐震診断仕様書に基づき実施した耐震診断報告書の写し 1部
- (7) 実施設計が複数年度にわたる場合は、耐震化促進事業全体設計承認書の写し 1部
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

3 耐震改修工事助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部
- (2) 建築物調査結果報告書 1部
- (3) 見積書または耐震改修工事に要する経費が確認できる書類の写し 1部
- (4) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部
- (5) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部
- (6) 第5条第3項第1号、第3号および第17条第5項の規定に適合していることが確認できる書類 1部

- (7) 耐震改修工事が複数年度にわたる場合は、耐震化促進事業全体設計承認書の写し
1部
 - (8) 別表1備考3第2号アの住宅に係る助成を受ける場合、住民票の写しおよび世帯
全員の住民税非課税証明書の写し 1部
 - (9) 別表1備考3第3号の住宅に係る助成を受ける場合、第2条第28号アからエまで
に該当することがわかる書類の写し 1部
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類
- 4 簡易補強工事助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書
に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。
- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細
書等）の写し 1部
 - (2) 建築物調査結果報告書 1部
 - (3) 見積書または耐震改修工事に要する経費が確認できる書類の写し 1部
 - (4) 住民票の写し 1部
 - (5) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部
 - (6) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づい
て区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部
 - (7) 第5条第4項第2号の規定に適合していることが確認できる書類 1部
 - (8) 第18条第5項に規定する耐震計画評定結果報告書（適合）または計画の認定等を
受けたことが確認できる書類の写し 1部
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類
- 5 除却工事助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書に、
つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。
- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細
書等）の写し 1部
 - (2) 建築物調査結果報告書 1部
 - (3) 見積書または除却工事に要する経費が確認できる書類の写し 1部
 - (4) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部
 - (5) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づい
て区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部
 - (6) 耐震診断により耐震化基準に満たないと判断されたことが確認できる書類。ただ

し、木造および鉄骨造の住宅については、この限りでない。 1部

- (7) 除却工事助成金を受けて新たに建築する建築物を、東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物とすることについての同意書。ただし、防火地域内または東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定により知事が指定する区域内においては、この限りでない。 1部

- (8) 除却工事が複数年度にわたる場合は、耐震化促進事業全体設計承認書の写し 1部

- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

- 6 除却工事助成金の交付を当該建築物の所有者の2親等以内の親族が受けようとする場合は、前項に規定する書類のほか、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築物所有者の2親等以内の親族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し 1部

- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

- 7 建替え工事助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部

- (2) 建築物調査結果報告書 1部

- (3) 見積書または建替え工事に要する経費が確認できる書類の写し 1部

- (4) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部

- (5) 新たな建築物の工事を行う者が確認できる書類 1部

- (6) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部

- (7) 別表1備考3第3号の住宅に係る助成を受ける場合、第2条第28号のアからエに該当することが確認できる書類の写し 1部

- (8) 耐震診断により耐震化基準に満たないと判断されたことが確認できる書類。ただし、木造および鉄骨造の住宅については、この限りでない。 1部

- (9) 建替え工事助成金の交付を受けて新たに建築する建築物の条件に関する同意書 1部

- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

8 建替え工事助成金の交付を受けようとする者で、建て替えようとする建築物の所有者と新たに建築する建築物の所有者が異なる場合は、前項に規定する書類のほか、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 建て替えようとする建築物の所有者の2親等以内の親族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し 1部

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

9 前各項に規定する助成金の交付を受けようとする者は、次条第1項に規定する交付決定の通知を受けるまでは、当該交付決定の対象となる耐震改修工事等に係る契約の締結および事業の着手をしてはならない。ただし、第10条第2項の規定による全体設計の承認を受けた場合における、2年目以降の契約の締結または事業着手についてはこの限りでない。

10 第1項から第8項までの助成金の交付を受けようとする者のうち、交付を受けようとする助成金について、消費税仕入税額控除の対象となるものは、その旨を区長に報告しなければならない。

11 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該助成金が消費税仕入税額控除の対象となると認められるときは、当該助成金を減額するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入税額控除が明らかでない場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定および通知)

第13条 区長は、前条第1項から第8項までの規定による申請があったときは、必要な審査および調査を行い、助成金を交付することを決定したときは耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）により、助成しないことを決定したときは耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（第7号様式）により、それぞれ申請者に通知しなければならない。

2 区長は、助成金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(変更の申請等)

第14条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下この章において「被助成者」という。）は、助成金の交付決定後に、耐震改修工事等の内容を変更するとき、速やかに耐震化促進事業助成金変更申請書（第8号様式）を区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金または簡易補強工事助成金に係る被助成者は、前項による申請前に、工事内容の変更に関して、計画の認定等を受けなければならない。

(変更等の承認)

第15条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、耐震改修工事等の内容の変更を承認する場合には、耐震化促進事業助成金変更承認書（第9号様式）により、被助成者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第16条 被助成者は、第13条第1項の規定による助成金の交付決定後に、耐震改修工事等の中止等を理由に交付申請を取り下げる場合は、速やかに耐震化促進事業助成金交付申請取下届（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

(計画の認定等)

第17条 実施設計助成金に係る被助成者（耐震診断と実施設計を同時に実施する被助成者を含む。）、耐震改修工事助成金の交付を受けようとする者および簡易補強工事助成金の交付を受けようとする者は、実施設計または補強計画が完成した場合、計画の認定等を受けなければならない。

- 2 区長は、耐震診断、実施設計および補強計画（以下この章において「実施設計等」という。）が適切に行われていないと認める場合には、実施設計等が適切に行われるよう実施設計助成金に係る被助成者（耐震診断と実施設計を同時に実施する被助成者を含む。）、第14条第2項の被助成者、耐震改修工事助成金の交付を受けようとする者および簡易補強工事助成金の交付を受けようとする者、実施設計の設計者、補強計画の設計者または工事施工者等（以下この章において「被助成者等」という。）に指導するものとする。
- 3 区長は、前項の指導を行った場合において、被助成者等が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。
- 4 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、被助成者等が勧告に従わない場合は、実施設計、耐震改修工事または簡易補強工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。
- 5 実施設計または補強計画の内容が、大規模の修繕および大規模の模様替えに該当する場合にあっては、建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けなければ

ならない。ただし、当該実施設計または補強計画について、耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定を受けた建築物は、この限りでない。

- 6 前5項の規定は、第14条第2項の規定により、工事内容の変更に関して計画の認定等を受ける場合について準用する。

(耐震計画評定)

第18条 区長は、木造評定建築物における実施設計等の内容が適切であるかを判断するために、区長が別に定める練馬区耐震計画評定要領（平成19年5月15日19練都建第10498号）に基づき耐震計画評定を行うものとする。

- 2 実施設計助成金に係る被助成者（耐震診断と実施設計を同時に実施する被助成者を含む。）、耐震改修工事助成金の交付を受けようとする者および簡易補強工事助成金の交付を受けようとする者は、実施設計または補強計画が完成した場合、耐震計画評定申請書（第11号様式）に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をすることができる。
- 3 第14条第2項の被助成者は、工事内容の変更に伴う実施設計または補強計画が完成した場合は、耐震計画評定申請書（第11号様式）に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をすることができる。
- 4 区長は、前2項の申請書を受理したときは、速やかに耐震計画評定を行うものとする。
- 5 区長は、前項の評定を行った結果、実施設計等が適切に行われていると認める場合には、第2項または第3項の規定により耐震計画評定の申請をした者（以下これらを「耐震計画評定申請者」という。）に対して耐震計画評定結果報告書（適合）（第12号様式）を交付しなければならない。
- 6 区長は、第4項の評定を行った結果、実施設計等が適切に行われていないと認める場合には、耐震計画評定申請者に対して耐震計画評定結果報告書（不適合）（第12号様式）を交付するとともに、実施設計等が適切に行われるよう耐震計画評定申請者、実施設計の設計者、補強計画の設計者または工事施工者等（以下この章において「耐震計画評定申請者等」という。）に対して指導するものとする。
- 7 区長は、前項の指導を行った場合において、耐震計画評定申請者等が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。
- 8 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、耐震計画評定申請者等が勧告に従わない場合は、実施設計、耐震改修工事または簡易補強工事に係る交付決定の一部または

全部を取り消すことができる。

(検査等)

第19条 区長は、この要綱に基づき行われる耐震改修工事または簡易補強工事の内容が適切であるかを判断するために、区長が別に定める練馬区耐震改修工事検査要領（平成19年6月1日19練都建第10499号）に基づき、検査または工事内容の確認（以下「検査等」という。）を実施する工程を指定し、中間検査および完了検査を行うものとする。

2 耐震改修工事助成金に係る被助成者または被承認者および簡易補強工事助成金に係る被助成者で検査等を受けようとするもの（以下この章において「検査等受検者」という。）は、耐震改修工事または簡易補強工事が前項に規定する最初の工程に達する前に、耐震化促進事業工事検査等申請書（第13号様式）に関係書類を添えて、区長に検査等の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請を受けた場合、速やかに検査等を行うものとする。

4 区長は、全ての検査等を行った結果、耐震改修工事または簡易補強工事が適切に行われていると認める場合には、検査等受検者に対して耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）（第14号様式）を交付しなければならない。

5 区長は、第3項の検査等を行った結果、耐震改修工事または簡易補強工事が適切に行われていないと認める場合には、検査等受検者に対して耐震化促進事業工事検査等結果報告書（不適合）（第14号様式）を交付するとともに、耐震改修工事または簡易補強工事が適切に行われるよう検査等受検者、工事施工者または工事監理者に対して指導するものとする。

6 検査等受検者は、前項の報告書を受理した場合、耐震改修工事または簡易補強工事の内容が適切になるように変更し、耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）を取得するまで検査等を受けなければならない。

7 区長は、第5項の指導を行った場合において、検査等受検者、工事施工者または工事監理者が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。

8 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、検査等受検者、工事施工者または工事監理者が勧告に従わない場合は、当該検査等受検者についての全体設計承認を取り消すことおよび震改修工事または簡易補強工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(完了実績の報告等)

第20条 被助成者は、第13条第1項の規定により交付決定を受けた耐震改修工事等が完了したときは、速やかに耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）に耐震改修工事等に要した経費の支払を証する書類（第22条第2項に規定する請求および受領の委任をする場合にあっては、その受任した者（当該耐震改修工事等に係る一の契約を締結した者をいう。第22条第2項において「受任者」という。）が提出する耐震改修工事等に要した経費を証する書類）その他必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、耐震診断助成金に係る被助成者は、耐震診断報告書を区長に提出しなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、実施設計助成金に係る被助成者は、耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定通知書、区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者による技術的評価の評価書（以下これらを「計画の認定通知書等」という。）または耐震計画評定結果報告書（適合）を区長に提出しなければならない。

4 実施設計助成金に係る被助成者のうち第17条第5項に規定する確認済証の交付を受けた者は、確認済証の写しを区長に提出しなければならない。

5 第1項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金および簡易補強工事助成金に係る被助成者は、前条第4項に規定する耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）を区長に提出しなければならない。

6 第1項に規定するもののほか、除却工事助成金に係る被助成者は、建物取毀証明書の写し、閉鎖登記事項証明書の写し等の除却を確認できる書類を区長に提出しなければならない。

7 第1項に規定するもののほか、建替え工事助成金に係る被助成者は、建替え後の建築物について、つぎに掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物になっていることが分かる確認済証および検査済証の写し

(2) 感震ブレーカーが設置されたことが確認できる書類または耐火建築物等に適合していることが確認できる書類の写し

8 耐震改修工事等がやむを得ず複数年度に渡る場合は、その経費に係る被助成者は、各年度の事業終了時ごと（事業完了年度は除く。）に実績報告を行わなければならない。

- 9 前項の規定による実績報告については、第1項の規定を準用する。ただし、耐震改修工事等に要した経費の支払を証する書類については、必要な場合に限る。

(助成金の額の確定)

第21条 区長は、前条第1項に規定する耐震化促進事業完了実績報告書の提出を受けたときは、その内容についての審査、調査等を行い、その事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、耐震化促進事業助成金額確定通知書（第16号様式）により、被助成者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第22条 被助成者は、前条の規定による通知を受けたときは、区長に助成金の請求をすることができる。

- 2 前項の助成金全額の請求および受領を受任者に委任する場合、被助成者および受任者は耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前2項の請求があったときは、助成金を交付するものとする。
- 4 被助成者（助成金の交付を受けた者を含む。以下この項において同じ。）は、耐震改修工事等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入税額控除が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長が当該仕入税額控除に係る助成金の全部または一部の納付を命じたときは、被助成者は、これを納付しなければならない。
- 5 被助成者のうち、第20条第1項の規定により耐震改修工事等に要した経費を証する書類を提出した者は、耐震改修工事等に要した経費の支払後速やかに、当該支払を証する書類を区長に提出しなければならない。

第3章 緊急輸送道路沿道建築物における耐震化促進事業

第1節 通則

(用語の定義)

第23条 この章における用語の意義は、つぎに定めるところによる。

- (1) 耐震化指針 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (2) 特定緊急輸送道路 緊急輸送道路のうち、耐震化推進条例第7条第1項に規定す

る特定緊急輸送道路をいう。

(3) 一般緊急輸送道路 緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外の道路をいう。

(4) 特定緊急輸送道路沿道建築物 特定緊急輸送道路に係る緊急輸送道路沿道建築物をいう。

(5) 一般緊急輸送道路沿道建築物 一般緊急輸送道路に係る緊急輸送道路沿道建築物をいう。

(実施する助成事業)

第24条 緊急輸送道路沿道建築物における耐震化促進事業（以下「緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業」という。）は、建築物の種類ごとに、つぎに掲げる助成金を交付するものとする。

(1) 耐震診断助成金

(2) 実施設計助成金

(3) 建替え設計の経費（前号の実実施設計助成金の交付を受けて実施設計を行った建築物の建替え設計を除く。）に係る助成金（以下「建替え設計助成金」という。）

(4) 耐震改修工事助成金

(5) 建替え工事助成金

(6) 除却工事助成金

(対象建築物)

第25条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 区内にあること。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物に該当するものであること。

(3) 建築基準法および関係法令に関し、適法な状態である建築物または重大な違反がある建築物であって、その違反が工事の際に解消されると区長が認めるものであること。ただし、耐震診断については、この限りでない。

(4) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物であること。ただし、同年6月1日以後に増築されたもので、当該増築した部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の2分の1以上であるものを除く。

(5) 耐震化指針に適合する事業であること。

(6) 対象費用について他の耐震化関連補助金等の交付を受ける事業ではないこと。

- (7) この要綱による助成金の交付を受けた建築物でないこと。
- (8) 令和8年3月31日までに第42条第3項に規定する助成金の交付を受けること。ただし、第30条第2項の規定による全体設計の承認または第31条第1項の規定による全体設計の変更承認を受けたものを除く。
- 2 耐震診断助成金の対象となる建築物は、前項に規定する要件に加え、一般緊急輸送道路沿道建築物でなければならない。
- 3 実施設計助成金の対象となる建築物は、前2項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 実施設計は、耐震化推進条例第10条第1項各号に掲げる者のうちいずれかのものを行うものであること。
 - (2) 耐震診断の診断結果について、つぎに掲げる団体により確認を受けたものまたは区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者による技術的評価を受けたものであること。ただし、一般緊急輸送道路沿道建築物については、この限りでない。
 - ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会
 - イ 一般社団法人日本建築構造技術者協会
 - ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構
 - (3) 耐震診断の結果、耐震化基準に満たないと判断されたものであること。
 - (4) 実施設計は、建築基準法および関係法令に関し重大な違反が認められる場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。
- 4 建替え設計助成金の対象となる建築物は、第1項および第2項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 特定緊急輸送道路沿道建築物に該当するものであること。
 - (2) 耐震診断の診断結果について、つぎに掲げる団体により確認を受けたものまたは区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者による技術的評価を受けたものであること。
 - ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会
 - イ 一般社団法人日本建築構造技術者協会
 - ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構
 - (3) 耐震診断の結果、 I_s 値が0.3相当未満の建築物であること。
 - (4) 建替え設計による建築計画について、建築基準法第6条第1項の規定による確認

済証の交付を受けること。

- 5 事業の対象となる耐震改修工事助成金、建替え工事助成金および除却工事助成金の対象となる建築物は、前各項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 耐震診断の結果、耐震化基準に満たないと判断されたものであること。
- (2) 耐震改修工事は、実施設計を実施し、かつ、計画の認定等を受けたものであって、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。
- (3) 耐震改修工事は、建築基準法および関係法令に関し重大な違反が認められる場合は、その是正が同時になされるものであること。
- (4) 耐震改修工事は、建築基準法第2条第1項第11号に規定する工事監理者が工事監理を行うものであること。
- (5) 除却工事は、つぎに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 対象工事が防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物に係る場合にあっては、

除却後に建築される建築物が東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物とすること。

イ 売買等により当該建築物の所有権を第三者に移転するときは、当該第三者に本要件を引き継ぐものとする。

- (6) 建替え工事は、つぎに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 建替え後の建築物は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存するものでないこと。

イ 対象工事が防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物に係る場合にあっては、除却後に建築される建築物が東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物であること。

ウ 耐震化基準に満たないと判定された建築物を解体し、建築物を新築する助成対象事業が一の事業者との一の契約であること。ただし、助成対象事業以外の事業が当該契約に含まれることを妨げない。

- (7) 東京都耐震化工事中揭示物揭示制度要綱（平成28年4月1日27都市建企第1203号）第3条の規定に基づく耐震化工事中揭示物が耐震改修工事、建替え工事または除却工事の工事中の現場に揭示されること。ただし、工事の安全上、環境上、日程

上などの状況により揭示が容易でない場合はこの限りでない。

(助成対象者)

第26条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業により助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、区税等を滞納していない者で、かつ、前条の要件を満たす建築物の耐震改修工事等を行う者のうち、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。ただし、国、地方公共団体およびこれに準ずる団体は除く。

- (1) 助成対象建築物の所有者
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 対象建築物がつぎの各号に該当する場合は、助成対象者は当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合または区分所有者の代表者
- (2) 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者
- (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第5条第1項に規定するマンション建替え組合 マンション建替え組合の代表者

(区税等を滞納していないことの確認)

第27条 前条に規定する区税等を滞納していないことの確認は、練馬区に納付している個人の場合は、区長が助成対象者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法により行うものとする。ただし、法人および練馬区以外の地方公共団体に納付している個人については、前年度に係る区税等を滞納していないことを証明する書類として、納税証明書または非課税証明書等（申請の前年度の発行が可能となる時期の前においては、申請の前々年度とする。）の写しの提出を求めることにより確認を行うものとする。

(助成対象費用)

第28条 第24条に規定する助成金の交付の対象となる経費は、つぎに掲げる費用とする。

- (1) 耐震診断の経費は、耐震診断（診断に係る必要な調査等を含む。）に直接要する費用とする。この場合において設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該費用に対し1,570,000円を限度として加算することができる。
- (2) 実施設計の経費は、実施設計（設計に係る必要な調査等を含む。）に直接要する費用とする。
- (3) 耐震改修工事の経費は、耐震改修工事に直接要する費用とする。

- (4) 建替え設計の経費は、建替え設計（設計に係る必要な調査等を含む。）に直接要する費用とする。
- (5) 建替え工事の経費は、建替え工事に直接要する費用とする。
- (6) 除却工事の経費は、除却工事に直接要する費用とする。

2 助成対象者が法人の場合、前項の規定による費用に消費税を含めない。

（助成金の額）

第29条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業における助成金の額は、前条各号に掲げる費用ごとに、つぎの各号に定める額とする。

- (1) 一般緊急輸送道路沿道建築物の助成金の額は、別表2に定める額とする。
- (2) 特定緊急輸送道路沿道建築物の助成金の額は、別表3に定める額とする。
- (3) 特定緊急輸送道路沿道建築物において、耐震診断の結果Is値が0.3相当未満の建築物の耐震改修工事、建替え工事または除却工事を実施する場合は、別表4に定める額を限度として別表3に定める額に加算することができる。

2 前項の規定により算定した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

第2節 手続

（全体設計の承認）

第30条 耐震改修工事等が、やむを得ず複数年度にわたる場合において、その経費に係る助成金の交付を受けようとする者は、当該耐震改修工事等に係る契約の締結および事業の着手をする前に、耐震化促進事業全体設計承認申請書につぎに掲げる書類を添えて、当該耐震改修工事等に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 工程表
- (5) 見積書
- (6) 各月の耐震改修工事等に要する経費が確認できる書類の写し
- (7) 助成対象者が支払う金額および時期が確認できる書類の写し
- (8) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づい

て区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。)の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、承認することを決定したときは耐震化促進事業全体設計承認書により、申請者に通知しなければならない。
- 3 区長は、前項の承認の決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 4 耐震改修工事等に係る第1項の承認を受けようとする者は、あらかじめ、区長に、耐震化促進事業事前協議書(第2号様式の2)に第1項に掲げる書類を添えて、協議を行わなければならない。この場合において、区長は、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該耐震改修工事等に係る全体設計の承認申請を受け付けることができる。
- 5 第2項の規定により全体設計の承認を受けた者(以下「被承認者」という。)は、当該承認の対象となった耐震改修工事等を取り止める場合は、速やかに区長に報告しなければならない。
- 6 第2項の規定により全体設計の承認を受けた事業に係る全体設計(各年度事業)の助成金の額の算定に当たっては、全体設計(全体事業)に着手する時点における練馬区耐震化促進事業助成要綱を適用し、かつ、全体設計(全体事業)の助成対象費用をもとに算出した額に全体設計(各年度事業)の事業割合を乗じた額以内とする。ただし、助成金の額の算定に当たり別の算定によることについて区長が認める場合は、この限りでない。
- 7 被承認者は、全体設計の承認の内容に基づき耐震改修工事等を実施し、各年度の事業開始時に第32条に規定する交付申請を行わなければならない。

(全体設計の変更承認)

第31条 被承認者は、前条第2項の規定による全体設計の承認後に、当該耐震改修工事等に係る事業費の総額、事業完了予定時期等を変更する場合は、速やかに耐震化促進事業全体設計変更承認申請書により区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- 2 前条第2項から第6項(第4項を除く。)までの規定は、全体設計の変更承認を申請する場合に準用する。この場合において、前条第2項中「耐震化促進事業全体設計承認書」とあるのは「耐震化促進事業全体設計変更承認書」と読み替えるものとする。

(助成金の交付申請)

第32条 耐震診断助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部
- (2) 延べ面積が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部
- (3) 見積書または耐震診断に要する経費が確認できる書類の写し 1部
- (4) 耐震診断に従事する者が第2条第4号に規定する耐震診断士であることを確認できる書類 1部
- (5) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部
- (6) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部
- (7) 緊急輸送道路沿道建築物に適合していることが確認できる書類 1部
- (8) 耐震診断が複数年度にわたる場合は、耐震化促進事業全体設計承認書の写し 1部
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

2 実施設計助成金および建替え設計助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部
- (2) 建築物調査結果報告書 1部
- (3) 見積書または実施設計もしくは建替え設計に要する経費が確認できる書類の写し 1部
- (4) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部
- (5) この要綱に基づき実施した耐震診断報告書の写し 1部
- (6) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部
- (7) 緊急輸送道路沿道建築物に適合していることが確認できる書類 1部
- (8) 特定緊急輸送道路沿道建築物にあつては、第25条第3項第2号の規定に適合して

いることが確認できる書類 1部

(9) 実施設計および建替え設計が複数年度にわたる場合は、耐震化促進事業全体設計承認書の写し 1部

(10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

3 耐震改修工事助成金、建替え工事助成金および除却工事助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部

(2) 建築物調査結果報告書 1部

(3) 見積書または耐震改修工事、建替え工事もしくは除却工事に要する経費が確認できる書類の写し 1部

(4) 建築物の所有者であることを証明する書類 1部

(5) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し 1部

(6) 緊急輸送道路沿道建築物に適合していることが確認できる書類 1部

(7) 第25条第5項第1号、第2号および第3号ならびに第37条第5項の規定に適合していることが確認できる書類 1部

(8) 防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物にあっては、除却工事助成金を受けて新たに建築する建築物を、東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物とすることについての同意書。ただし、防火地域内または東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定により東京都知事が指定する区域内においては、この限りでない。 1部

(9) 耐震改修工事、建替え工事および除却工事が複数年度にわたる場合は、耐震化促進事業全体設計承認書の写し 1部

(10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

4 前3項の助成金の交付を受けようとする者は、次条第1項に規定する交付決定の通知を受けるまでは、当該交付決定の対象となる耐震改修工事等に係る契約の締結および事業の着手をしてはならない。ただし、第30条第2項の規定による全体設計の承認を受けた場合における2年目以降の契約締結または事業着手についてはこの限りでない。

5 第1項から第3項までの助成金の交付を受けようとする者のうち、交付を受けようとする助成金について、消費税仕入税額控除の対象となるものは、その旨を区長に報告しなければならない。

6 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該助成金が消費税仕入税額控除の対象となると認められるときは、当該助成金を減額するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入税額控除が明らかでない場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定および通知)

第33条 区長は、前条第1項から第3項までの規定による申請があったときは、必要な審査および調査を行い、助成金を交付することを決定したときは耐震化促進事業助成金交付決定通知書により、助成しないことを決定したときは耐震化促進事業助成金不交付決定通知書により、それぞれ申請者に通知しなければならない。

2 区長は、助成金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(変更の申請等)

第34条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下この章において「被助成者」という。）は、助成金の交付決定後に、耐震改修工事等の内容を変更するときは、速やかに耐震化促進事業助成金変更申請書を区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金に係る被助成者は、前項による申請前に、工事内容の変更に関して、計画の認定等を受けなければならない。

(変更等の承認)

第35条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、耐震改修工事等の内容の変更を承認する場合には、耐震化促進事業助成金変更承認書により、被助成者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第36条 被助成者は、第33条第1項の規定による助成金の交付決定後に、耐震改修工事等の中止等を理由に交付申請を取り下げる場合は、速やかに耐震化促進事業助成金交付申請取下届を区長に提出しなければならない。

(計画の認定等)

第37条 実施設計助成金に係る被助成者および耐震改修工事助成金の交付を受けようとする

る者は、実施設計が完成した場合、計画の認定等を受けなければならない。

- 2 区長は、耐震診断および実施設計（以下この章において「実施設計等」という。）が適切に行われていないと認める場合には、実施設計等が適切に行われるよう実施設計助成金に係る被助成者、第34条第2項の被助成者、耐震改修工事助成金の交付を受けようとする者、実施設計の設計者または工事施工者等（以下この章において「被助成者等」という。）に指導するものとする。
- 3 区長は、前項の指導を行った場合において、被助成者等が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。
- 4 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、被助成者等が勧告に従わない場合は、実施設計または耐震改修工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。
- 5 実施設計または補強計画の内容が、大規模の修繕および大規模の模様替えに該当する場合にあっては、建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けなければならない。ただし、当該実施設計または補強計画について、耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定を受けた建築物は、この限りでない。
- 6 前5項の規定は、第34条第2項の規定により、工事内容の変更に関して計画の認定等を受ける場合について準用する。

（耐震計画評定）

第38条 区長は、木造評定建築物における実施設計等の内容が適切であるかを判断するために、区長が別に定める練馬区耐震計画評定要領に基づき耐震計画評定を行うものとする。

- 2 実施設計助成金に係る被助成者および耐震改修工事助成金の交付を受けようとする者は、実施設計が完成した場合、耐震計画評定申請書（第11号様式）に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をすることができる。
- 3 第34条第2項の被助成者は、工事内容の変更に伴う実施設計が完成した場合は、耐震計画評定申請書（第11号様式）に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をすることができる。
- 4 区長は、前2項の申請書を受理したときは、速やかに耐震計画評定を行うものとする。
- 5 区長は、前項の評定を行った結果、実施設計等が適切に行われていると認める場合には、耐震計画評定申請者に対して耐震計画評定結果報告書（適合）（第12号様式）を

交付しなければならない。

- 6 区長は、第4項の評定を行った結果、実施設計等が適切に行われていないと認める場合には、耐震計画評定申請者に対して耐震計画評定結果報告書（不適合）（第12号様式）を交付するとともに、実施設計等が適切に行われるよう耐震計画評定申請者、実施設計の設計者または工事施工者等（以下この章において「耐震計画評定申請者等」という。）に対して指導するものとする。
- 7 区長は、前項の指導を行った場合において、耐震計画評定申請者等が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。
- 8 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、耐震計画評定申請者等が勧告に従わない場合は、実施設計または耐震改修工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

（検査等）

第39条 区長は、この要綱に基づき行われる耐震改修工事の内容が適切であるかを判断するために、区長が別に定める練馬区耐震改修工事検査要領に基づき、検査等を実施する工程を指定し、中間検査および完了検査を行うものとする。

- 2 耐震改修工事助成金に係る被助成者または被承認者は、耐震改修工事が前項に規定する最初の工程に達する前に、耐震化促進事業工事検査等申請書に関係書類を添えて、区長に検査等の申請をしなければならない。
- 3 区長は、前項の申請を受けた場合、速やかに検査等を行うものとする。
- 4 区長は、全ての検査等を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていると認める場合には、被助成者または被承認者に対して耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）を交付しなければならない。
- 5 区長は、第3項の検査等を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、被助成者または被承認者に対して耐震化促進事業工事検査等結果報告書（不適合）を交付するとともに、耐震改修工事が適切に行われるよう被助成者もしくは被承認者、工事施工者または工事監理者に対して指導するものとする。
- 6 被助成者または被承認者は、前項の報告書を受領した場合、耐震改修工事の内容が適切になるように変更し、耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）を取得するまで検査等を受けなければならない。
- 7 区長は、第5項の指導を行った場合において、被助成者もしくは被承認者、工事施工者または工事監理者が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。

る。

- 8 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、被助成者もしくは被承認者、工事施工者または工事監理者が勧告に従わない場合は、当該被助成者もしくは被承認者についての全体設計承認を取り消すことおよび耐震改修工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(完了実績の報告等)

第40条 被助成者は、第33条第1項の規定により交付決定を受けた耐震改修工事等が完了したときは、速やかに耐震化促進事業実績報告書に耐震改修工事等に要した経費の支払を証する書類（第42条第2項に規定する請求および受領の委任をする場合にあっては、その受任した者（当該耐震工事等に係る一の契約を締結した者をいう。第42条第2項において「受任者」という。）が提出する耐震改修工事等に要した経費を証する書類）その他必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、耐震診断助成金に係る被助成者は、耐震診断報告書を区長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定するもののほか、実施設計助成金に係る被助成者は、計画の認定通知書等または耐震計画評定結果報告書（適合）を区長に提出しなければならない。
- 4 実施設計助成金に係る被助成者のうち第37条第5項に規定する確認済証の交付を受けた者は、確認済証の写しを区長に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定するもののほか、建替え設計助成金に係る被助成者は、建替え後の建築物の確認済証の写しを区長に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金に係る被助成者は、前条第4項に規定する耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）を区長に提出しなければならない。
- 7 第1項に規定するもののほか、建替え工事助成金に係る被助成者は、建替え後の建築物の確認済証および検査済証の写しを区長に提出しなければならない。
- 8 第1項に規定するもののほか、除却工事助成金に係る被助成者は、建物取毀証明書の写し、閉鎖登記事項証明書の写し等の除却を確認できる書類を区長に提出しなければならない。
- 9 耐震改修工事等がやむを得ず複数年度に渡る場合は、その経費に係る被助成者は、各年度の事業完了時ごと（事業完了年度は除く。）に実績報告を行わなければならない。

- 10 前項の規定による実績報告については、第1項の規定を準用する。ただし、耐震改修工事等に要した経費の支払を証する書類については、必要な場合に限る。

(助成金の額の確定)

第41条 区長は、前条第1項に規定する耐震化促進事業完了実績報告書の提出を受けたときは、その内容についての審査、調査等を行い、その事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、耐震化促進事業助成金額確定通知書により、被助成者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第42条 被助成者は、前条の規定による通知を受けたときは、区長に助成金の請求をすることができる。

- 2 被助成者は、前項の助成金全額の請求および受領を受任者に委任する場合、被助成者および受任者は耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）を区長に提出しなければならない。

- 3 区長は、前2項の請求があったときは、助成金を交付するものとする。

- 4 被助成者（助成金の交付を受けた者を含む。以下この項において同じ。）は、耐震改修工事等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入税額控除が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長が当該仕入税額控除に係る助成金の全部または一部の納付を命じたときは、被助成者は、これを納付しなければならない。

- 5 被助成者のうち、第40条第1項の規定により耐震改修工事等に要した経費を証する書類を提出した者は、耐震改修工事等に要した経費の支払後速やかに、当該支払を証する書類を区長に提出しなければならない。

第4章 雑則

(交付決定の取消し)

第43条 区長は、第13条第1項もしくは第33条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「被助成者」という。）またはこの要綱による助成金の交付を受けて効用が増加した財産（以下「交付対象財産」という。）を相続した所有者がつぎのいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部または全部を取り消す場合は、耐震化促進事業助成金交付決定（一部）取消通知書（第18号様式）により被助成者または交付対象財産の所有者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第44条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満を除く。）を加算し徴収する。ただし、区長が特に徴収の必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 区長は、第1項の規定により助成金の返還を命じられた者が、期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を加算し徴収する。ただし、区長が特に徴収の必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 第2項および前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（財産処分の制限）

第45条 被助成者または交付対象財産の所有者は、助成事業完了後10年間は交付対象財産の形態を維持しなければならない（「助成事業完了」とは区から助成金が交付された時点をいい、「形態を維持し」とは取り壊しや廃棄を行わないことをいう。）。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 交付対象財産の所有者が、財産処分承認申請書（第19号様式）を区長に申請し、区長が交付対象財産の全部または一部を取り壊し、または廃棄することがやむを得ないものと承認した場合
- (2) 災害または自己の責に帰さない事由による火災等により、交付対象財産の使用ができなくなったと区長が認め、交付対象財産の所有者が、財産処分報告書（第20号様式）を区長に提出した場合。ただし、当該報告書において、記載事項の不備など

必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。

- (3) 都市計画事業等を施行するために、当該事業を施行する者が事前に区と協議を行い、区長が交付対象財産の全部またはその一部を取り壊し、または廃棄することがやむを得ないと認める場合

(財産処分の承認)

第46条 区長は、前条第1号による申請があったときはその内容を審査し、承認することを決定したときは財産処分承認書（第21号様式）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による承認に当たり必要な場合は、助成金の納付、納付期限、滞納金、助成金の納付後に財産処分を行うこと等の条件を付することができる。
- 3 区長は、前項の規定により助成金の納付を命じられた者が、期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を加算し徴収する。ただし、区長が特に徴収の必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 5 区長は、交付対象財産の所有者が、第1項の承認を受けた後、当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、承認を取り消すものとする。

(適用の除外)

第47条 つぎに掲げる建築物は、助成金を交付しないものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条に基づく認可を受けた都市計画事業
その他区長が指定する事業の区域内にある建築物。ただし、都市計画事業が地下部分のみであり、地上部分に影響がない場合は除く。
- (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画区域内で、同法第12条の5第7項第2号の規定による壁面の位置の制限が地区整備計画に位置付けられ、耐震改修工事により住宅の外壁等が当該壁面の位置の制限を超える建築物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める建築物

(身分証明書の発行および携帯)

第48条 区長は、この要綱に基づく業務の一部を委託する場合、当該業務に従事する者に対してその身分を示す証明書を発行するものとする。

- 2 前項の規定により業務に従事する者は、当該業務を行う際、前項で規定する証明書を

携帯しなければならない。

(委任)

第49条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱の廃止)

2 練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱（平成19年3月28日18練都建第779号）は、廃止する。

(練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成要綱の廃止)

3 練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成要綱（平成19年3月28日18練都建第780号）は、廃止する。

(練馬区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の廃止)

4 練馬区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱（平成23年10月1日23練都建第1006号）は、廃止する。

(練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成金要領の廃止)

5 練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成金要領（平成19年3月28日18練都建第783号）は、廃止する。

(練馬区民間建築物耐震補強工事等助成金要領の廃止)

6 練馬区民間建築物耐震補強工事等助成金要領（平成19年3月28日18練都建第784号）は、廃止する。

(練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成金要領の廃止)

7 練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成金要領（平成19年3月28日18練都建第785号）は、廃止する。

(経過措置)

8 この要綱の施行の際、現に練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱、練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成要綱、練馬区民間建築物耐震改修工事等助成要綱（平成19年3月28日18練都建第778号）および練馬区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定により行った耐震化促進事業に関する手続その他の行為は、この要綱の規定により行った耐震化促進事業に関する手続その他の行為とみなす。ただし、平成27年度中または平成28年度中に練馬区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の

規定により行った全体設計承認もしくは交付決定または平成28年度中に練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱の規定により行った交付決定を受けたものについては、平成29年度に限り、なお従前の例による。

付 則（平成30年3月6日29練都建第1251号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年度中にこの要綱の規定により全体設計の承認を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則（平成30年11月5日30練都建第541号）

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

付 則（平成31年3月6日30練都建第1098号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年度中にこの要綱の規定により全体設計の承認を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則（平成元年10月3日1練都建第500号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月3日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区耐震化促進事業助成要綱の規定により申請された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和2年3月31日1練都建第1037号）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区耐震化促進事業助成要綱の規定により申請された助成金の取扱いおよび令和元年度中に全体設計の承認を受けたものの取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和2年9月23日2練都東第40197号）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日2練都東第40448号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区耐震化促進事業助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年3月31日3練都東第40511号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年11月10日4練都東第40317号）

- 1 この要綱は、令和4年11月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区耐震化促進事業助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和5年3月31日4練都東第40571号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月1日5練都東第40471号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区耐震化促進事業助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和7年3月31日6練都東第40738号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区耐震化促進事業助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表1（第9条関係）

助成の区分	助成対象建築物	助成対象費用の限度額	助成率	助成限度額
耐震診断助成金	住宅（A区分、B区分またはC区分）【備考3】		助成対象費用の4分の3	12万円
	住宅（D区分）【備考3】		助成対象費用の10分の10	20万円
	分譲マンション	アからウまでを合算した額ただし、設計図書の復元、第三	助成対象費用の6分の	150万円

		者機関の判定等の通常の耐震	5	
災害時医療機関等		診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該費用に対し1,570,000円を限度として	助成対象費用の10分の9	上限なし
公共的施設		加算することができる。 ア 面積1,000㎡以内の部分 は3,670円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分は 1,570円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部 分は1,050円/㎡	助成対象費用の10分の9	上限なし
民間特定建築物		アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部分 は2,100円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分は 1,570円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部 分は1,050円/㎡	助成対象費用の3分の2	150万円
中高層等			助成対象費用の3分の2	100万円
実施設計助成金	住宅（A区分、B区分またはC区分）【備考3】		助成対象費用の3分の2	22万円
	住宅（D区分）【備考3】		助成対象費用の4分の3	30万円
	分譲マンション	2,000円/㎡	助成対象費用の6分の5	200万円
	災害時医療機関	アからウまでを合算した額	助成対象費	1,000万円

	等	ア 面積1,000㎡以内の部分 は5,000円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分は	用の6分の 5	
	公共的施設	ウ 面積2,000㎡を超える部 分は2,000円/㎡	助成対象費 用の6分の 5	200万円
	民間特定建築物	アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部分 は2,100円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分は 1,570円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部 分は1,050円/㎡	助成対象費 用の3分の 2	200万円
	耐震改修工 事助成金	住宅（A区分） 【備考3】 住宅（B区分） 【備考3】 住宅（C区分） 【備考3】 住宅（D区分） 【備考3】 分譲マンション	助成対象費 用の3分の 2 助成対象費 用の5分の 4 助成対象費 用の4分の 3 助成対象費 用の4分の 3 助成対象費 用の3分の 2	130万円 150万円 200万円 270万円 3,000万円

		円」／㎡)。ただし、免		
	災害時医療機関等	震工法等を含む特殊な工	助成対象費	6,000万円
		法による場合は、「57,000円」を「93,300円」(マンションにあっては、「51,700円」を「86,400円」と読み替える。	用の2分の1	
	公共的施設		助成対象費	3,000万円
			用の2分の1	
	民間特定建築物	イ 延べ面積1,000㎡未満の分譲マンション 39,900円／㎡	助成対象費	1,000万円
			用の6分の1	
簡易補強工事助成金	住宅		助成対象費	50万円
			用の3分の2	
除却工事助成金	住宅(D区分) 【備考3】	28,500円／㎡	助成対象費	150万円
			用の4分の3	
	分譲マンション	57,000円／㎡(マンションにあっては51,700円／㎡、延べ面積1,000㎡未満の分譲マンションにあっては39,900円／㎡)	助成対象費	3,000万円
			用の3分の2	
	災害時医療機関等		助成対象費	6,000万円
			用の2分の1	
	公共的施設		助成対象費	3,000万円
			用の2分の1	
	民間特定建築物		助成対象費	1,000万円
			用の6分の1	
建替え工事助成金	住宅(D区分) 【備考3】	57,000円／㎡	助成対象費	225万円
			用の3分の	

		2	
	住宅（C区分かつD区分）	助成対象費用の4分の3	290万円
	【備考3】		

備考

- 1 助成金の額は、助成対象費用に助成率を乗じた額または助成限度額のうち、いずれか低い額とする。
- 2 助成対象費用の算定に当たっては、既存建築物（建築基準法令に適合する部分に限る。）の延べ面積を用いるものとする。
- 3 住宅（A区分）、住宅（B区分）、住宅（C区分）および住宅（D区分）とは、つぎに掲げるものとする。
 - (1) 住宅（A区分）とは、住宅（B区分）、住宅（C区分）および住宅（D区分）以外の住宅をいう。
 - (2) 住宅（B区分）とは、戸建住宅であつて、つぎの各号のうちいずれかに該当するものをいう。ただし、住宅（C区分）および住宅（D区分）を除く。
 - ア 当該住宅に所有者が居住しており、かつ、所有者を含む世帯全員が住民税非課税である住宅
 - イ 練馬区緊急道路障害物除去路線の沿道の戸建住宅で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から練馬区緊急道路障害物除去路線の境界線までの水平距離に、つぎに掲げる当該練馬区緊急道路障害物除去路線の幅員に応じ、それぞれに定める距離を加えたものに相当する高さを超えるもの
 - (ア) 12メートル以下の場合、6メートル
 - (イ) 12メートルを超える場合、練馬区緊急道路障害物除去路線の幅員の2分の1に相当する距離
 - (3) 住宅（C区分）とは、障害者等居住住宅をいう。
 - (4) 住宅（D区分）とは、防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物で第5条第1項4号アに該当する住宅をいう。

別表2（第29条関係）

助成の区分	助成対象費用の限度額	助成率等	助成限度額
耐震診断助	アからウまでを合算した額	助成対象費用の10分	上限なし

成金	ただし、設計図書の復元、第三者機関の9 の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該費用に対し1,570,000円を限度として加算することができる。 ア 床面積1,000㎡以内の部分は 3,670円／㎡ イ 床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡ ウ 床面積2,000㎡を超える部分は 1,050円／㎡		
実施設計助成金	アからウまでを合算した額 ア 床面積1,000㎡以内の部分は 5,000円／㎡ イ 床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円／㎡ ウ 床面積2,000㎡を超える部分は 2,000円／㎡	助成対象費用の6分の5	1,000万円
耐震改修工事助成金、 除却工事助成金または 建替え工事助成金	アからウまでのうち、いずれか低い額 ア 耐震改修工事、建替え工事または除却工事に要する費用に相当する額 イ 57,000円／㎡（マンションにあっては51,700円／㎡、住宅（マンションを除く。）にあっては39,900円／㎡）。ただし、耐震改修工事については、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、「57,000円」を「93,300円」（マンションにあっては「51,700円」を「86,400円」と読み替える。	アおよびイを合算した額 ア 延べ面積が5,000㎡以内の部分は、助成対象費用の6分の5 イ 延べ面積が5,000㎡を超える部分は、助成対象費用の6分の1	6,000万円

	ウ 5億7,000万円（マンションにあつては5億1,700万円、住宅（マンションを除く。）にあつては3億9,900万円）		
--	--	--	--

備考

- 1 助成金の額は、助成対象費用に助成率等を乗じた額と助成限度額を比べ、いずれか低い額とする。
- 2 助成対象費用の算定に当たっては、既存建築物（建築基準法令に適合する部分に限る。）の延べ面積を用いるものとする。

別表3（第29条関係）

助成の区分	助成対象費用の限度額	助成率等	助成限度額
実施設計助成金	アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部分は5,000円／㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円／㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円／㎡	助成対象費用の10分の10	1,000万円
建替え設計助成金（耐震診断の結果Is値が0.3未満の特定緊急輸送道路沿道建築物に限る。）	アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部分は5,000円／㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円／㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円／㎡	助成対象費用の6分の5	1,000万円
耐震改修工事助成金、建替え工事助成金また	ア 耐震診断の結果、Is値が0.3未満の特定緊急輸送道路沿道建築物 (7) から(9) のうち、いずれか低い額 (7) 耐震改修工事、建替え工事また	アおよびイを合算した額または助成対象費用の10／10のうちいずれか低い額	上限なし

は除却工事 助成金	は除却工事に要する費用に相当する額 (イ) 62,700円／㎡（マンションにあっては56,900円／㎡、住宅（マンションを除く。）にあっては39,900円／㎡）。ただし、耐震改修工事について、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、「62,700円」を「93,300円」（マンションにあっては「56,900円」を「86,400円」と読み替える。 (ロ) 6億2,700万円（マンションにあっては5億6,900万円、住宅（マンションを除く。）にあっては3億9,900万円） イ ア以外の特定緊急輸送道路沿道建築物 (イ) から(ロ) のうち、いずれか低い額 (イ) 耐震改修工事、建替え工事または除却工事に要する費用に相当する額 (イ) 57,000円／㎡（マンションにあっては51,700円／㎡、住宅（マンションを除く。）にあっては39,900円／㎡）。ただし、耐震改修工事について、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、「57,000円」を「93,300円」（マンションにあっては「51,700円」を「86,400円」と読み替える。 (ロ) 5億7,000万円（マンションにあっては5億6,900万円、住宅（マンションを除く。）にあっては3億9,900万円）	延べ面積が5,000㎡以内の部分 (イ) 助成対象費用が9,000万円以内の場合は、助成対象費用の10分の9 (ロ) 助成対象費用が9,000万円を超え1億8,000万円以内の場合は、助成対象費用の30分の17に3,000万円を加えた額 (ロ) 助成対象費用が1億8,000万円を超えた場合は、助成対象費用の30分の11に6,600万円を加えた額 イ 延べ面積が5,000㎡を超える部分 助成対象費用の60分の11
----------------------	---	--

	っては5億1,700万円、住宅（マンションを除く。）にあつては3億9,900万円)		
--	--	--	--

備考

- 1 助成金の額は、助成対象費用に助成率を乗じた額と助成限度額を比べ、いずれか低い額とする。
- 2 助成対象費用の算定に当たっては、既存建築物（建築基準法令に適合する部分に限る。）の延べ面積を用いるものとする。

別表4（第29条関係）

助成の区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修工事助成金、建替え工事助成金および除却工事助成金	耐震改修、建替え工事および除却工事に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価と85,500円（マンションにあつては面積当たりの単価77,550円、住宅（マンションを除く。）にあつては59,850円）を比較して低い額から62,700円（マンションにあつては56,900円、住宅（マンションを除く。）にあつては39,900円）を引いた額を面積当たりの単価とし、当該面積当たりの単価に面積を乗じた額。ただし、別表3の耐震改修工事、建替え工事および除却工事に要する費用の助成対象費用と合わせて8億5,500万円以内（マンションにあつては7億7,550万円以内、住宅（マンションを除く。）にあつては5億9,850万円以内）とする。	加算の基礎となる額の30分の17に2,000円を加えた額。 ただし、5,000㎡を超える部分については、加算の基礎となる額の60分の23の額

備考 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に93,300円/㎡（マンションにあつては86,400円/㎡）を採用した場合または耐震改修に要する費用、建替え工事に要する費用または除却工事（それぞれ実際の工事費）の面積当たりの

単価が62,700円／㎡（マンションにあつては56,900円／㎡、住宅（マンションを除く。）にあつては39,900円／㎡）に満たない場合は、この表による加算をすることができない。

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

耐震化促進事業全体設計承認申請書

練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 1 項の規定に基づき、全体設計の承認を受けたいので、関係
図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 建築物の種類（該当する項目にチェック）	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
2 助成金の種類（該当する項目にチェック） ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
3 建築物の概要	
名称	:
所在地	:
規模	: 地上 階・地下 階
構造（混構造では複数に○）	: 木造・S造・RC造・SRC造・その他
面積（小数点第2位まで）	: 延べ面積 m ² ・敷地面積 m ²
建築年月	: 年 月
4 事業者等	
耐震診断者	:
実施設計者、工事監理者	:
工事施工業者	:
5 事業予定期間	
初年度	年 月 日（着手）～ 年 月 日（完了）
次年度	年 月 日（着手）～ 年 月 日（完了）
6 添付図書 第10条第1項または第30条第1項による。	
7 個人情報に係る同意書（練馬区に区税等を納付している個人の場合に限る。） 助成金の交付に係る審査に当たり、区が保有する私の住民登録情報および区税等の納付状況を 区が確認することに同意します。	

（以下は記入しないでください。）

収納課処理欄

＝注意事項＝
記名の場合、氏名の横に押印が必要になります。
法人にあっては名称、主たる事業所の所在地および代表者の
氏名とし、代表者を表す印の押印が必要になります。

様

練馬区長

耐震化促進事業全体設計承認書

年 月 日付けで申請された耐震化促進事業全体設計承認申請書について、審査した結果、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認することを決定いたしました。

記

1 建築物の種類	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
2 助成金の種類	
☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
3 建築物の概要	
名称	:
所在地	: 練馬区
規模	: 地上 階 ・ 地下 階
構造	: 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他
面積（小数点第 2 位まで）	: 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²
建築年月	: 年 月
4 事業予定期間	
初年度	年 月 日（着手） ～ 年 月 日（完了）
次年度	年 月 日（着手） ～ 年 月 日（完了）
5 承認の条件	

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

耐震化促進事業事前協議書

練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第4項の規定に基づき、事前協議をします。

記

1 建築物の種類（該当する項目にチェック）	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
2 助成金の種類 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
3 建築物の概要 名称 : 所在地 : 規模 : 地上 階・地下 階 構造（混構造では複数に○） : 木造・S造・RC造・SRC造・その他 面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・敷地面積 m ² 建築年月 : 年 月	
4 事業者等 耐震診断者 : 実施設計者、工事監理者 : 工事施工業者 :	
5 事業予定期間 初年度 年 月 日（着手）～ 年 月 日（完了） 次年度 年 月 日（着手）～ 年 月 日（完了）	
6 添付図書 第10条第4項または第30条第4項による。	

＝注意事項＝

記名の場合、氏名の横に押印が必要になります。

法人にあっては名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名とし、代表者を表す印の押印が必要になります。

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

耐震化促進事業全体設計変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって全体設計の承認を受けましたが、内容を変更したいので、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 1 項の規定に基づき、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 建築物の種類（該当する項目にチェック）	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
2 助成金の種類（該当する項目にチェック） ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
3 建築物の概要	
名称	:
所在地	: 練馬区
規模	: 地上 階・地下 階
構造（混構造では複数に○）	: 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他
面積（小数点第2位まで）	: 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²
建築年月	: 年 月
4 事業予定期間	
初年度	年 月 日（着手）～ 年 月 日（完了）
次年度	年 月 日（着手）～ 年 月 日（完了）
5 変更内容および理由	
6 添付図書	
耐震化促進事業全体設計申請書に添付した書類のうち変更したものまたは変更したことを証明する書類	

様

練馬区長

耐震化促進事業全体設計変更承認書

年 月 日付けで申請された耐震化促進事業全体設計変更承認申請書について、審査した結果、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認することを決定いたしました。

記

1 建築物の種類	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
2 助成金の種類 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
3 建築物の概要	
名称	:
所在地	: 練馬区
規模	: 地上 階 ・ 地下 階
構造	: 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他
面積（小数点第2位まで）	: 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²
建築年月	: 年 月
4 事業予定期間	
初年度	年 月 日（着手）～ 年 月 日（完了）
次年度	年 月 日（着手）～ 年 月 日（完了）
5 承認の条件	

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

耐震化促進事業助成金交付申請書

練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条各項の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1	申請金額	¥
2	建築物の種類（該当する項目にチェック）	
	☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 民間特定建築物 ☐ 中高層等
	☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
3	助成金の種類（該当する項目にチェック）	
	☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
4	建築物の概要	
	名称 :	
	所在地 : 練馬区	
	規模 : 地上 階 ・ 地下 階	
	構造（混構造では複数に○） : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他	
	面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²	
	建築年月 : 年 月	
5	添付図書	
	第12条各項または第32条各項による。	
6	個人情報に係る同意書（練馬区に区税等を納付している個人の場合に限る。）	
	助成金の交付に係る審査に当たり、区が保有する私の住民登録情報および区税等の納付状況を区が確認することに同意します。	

（以下は記入しないでください。）

収納課処理欄

＝注意事項＝
記名の場合、氏名の横に押印が必要になります。
法人にあっては名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名とし、代表者を表す印の押印が必要になります。

練馬区長

年 月 日付けで申請された耐震化促進事業助成金交付申請書について、審査した結果、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり助成金を交付することを決定いたしましたので通知いたします。

1	交付予定金額	¥
2	建築物の種類	
	☐ 民間建築物耐震化促進事業 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 民間特定建築物 ☐ 中高層等 ☐ 災害時医療機関等 ☐ 公共的施設 ☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
3	助成金の種類	
	☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
4	建築物の概要	
	名称： _____ 所在地： 練馬区 _____ 規模： 地上 _____ 階 ・ 地下 _____ 階 構造： 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他 _____ 面積（小数点第2位まで）： 延べ面積 _____ m ² ・ 敷地面積 _____ m ² 建築年月： _____ 年 _____ 月	
5	助成金交付の条件	

上記金額は交付予定の金額であり、申請した助成対象事業が完了し、完了実績の報告をした後に交付金額を確定します。

第 号
年 月 日

様

練馬区長

耐震化促進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請された耐震化促進事業助成金交付申請書について、審査した結果、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり助成金を交付しないことを決定いたしましたので通知いたします。

記

1 建築物の種類	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設 ☐ 中高層等
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
2 助成金の種類 ☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
3 建築物の概要	
名称 : _____	
所在地 : 練馬区	
規模 : 地上 階 ・ 地下 階	
構造 : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他	
面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²	
建築年月 : 年 月	
4 不交付の理由	

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

耐震化促進事業助成金変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって助成金の交付決定を受けましたが、内容を変更したいので、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 1 項の規定に基づき、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請金額	変更前	¥									
	変更後	¥									
2 建築物の種類											
<table><tr><td rowspan="4">☐民間建築物耐震化促進事業</td><td>☐住宅</td></tr><tr><td>☐分譲マンション ☐災害時医療機関等</td></tr><tr><td>☐民間特定建築物 ☐公共的施設</td></tr><tr><td>☐中高層等</td></tr><tr><td>☐緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業</td><td>☐特定緊急輸送道路沿道建築物</td></tr><tr><td></td><td>☐一般緊急輸送道路沿道建築物</td></tr></table>			☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅	☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等	☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設	☐ 中高層等	☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物		☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅										
	☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等										
	☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設										
	☐ 中高層等										
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物										
	☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物										
3 助成金の種類											
☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事											
4 建築物の概要											
名称 :											
所在地 : 練馬区											
規模 : 地上 階 ・ 地下 階											
構造（混構造では複数に○） : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他											
面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²											
建築年月 : 年 月											
5 変更内容および理由											
6 添付図書											
耐震化促進事業助成金交付申請書に添付した書類のうち変更したものまたは変更したことを証明する書類											

第 号
年 月 日

様

練馬区長

耐震化促進事業助成金変更承認書

年 月 日付けで申請された耐震化促進事業助成金変更申請書について、審査した結果、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条の規定に基づき、下記のとおり承認することを決定いたしました。

記

1 交付予定金額	変更前	¥
	変更後	¥
2 建築物の種類		
☐ 民間建築物耐震化促進事業		☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設 ☐ 中高層等
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業		☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
3 助成金の種類 ☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事		
4 建築物の概要		
名称 : _____		
所在地 : 練馬区		
規模 : 地上 階 ・ 地下 階		
構造 : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他		
面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²		
建築年月 : 年 月		
5 助成金交付の条件		

＝注意事項＝

上記金額は交付予定の金額であり、申請した助成対象事業が完了し、完了実績の報告をした後に交付金額を確定します。

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

耐震化促進事業助成金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号をもって助成金の交付決定を受けましたが、申請を取り下げたいので、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条の規定に基づき、関係図書を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 建築物の種類	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設 ☐ 中高層等
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
2 助成金の種類	
☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
3 建築物の概要	
名称	:
所在地	: 練馬区
規模	: 地上 階 ・ 地下 階
構造（混構造では複数に○）	: 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他
面積（小数点第2位まで）	: 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²
建築年月	: 年 月
4 取下げ理由	

申請者 住所
氏名
電話

耐震化促進事業助成要綱第 条第 2 項の規定に基づき、耐震計画評定を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

1 評定の申請種別		☐ Iw値1.0適合 ☐ Iw値0.7適合（簡易補強工事） ☐ Is値0.6適合	
2 建築物の種類			
☐ 民間建築物耐震化促進事業		☐ 住宅 ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設 ☐ 中高層等	
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業		☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物	
3 建築物の概要			
名称	:		
所在地	:	練馬区	
規模	:	地上 階 ・ 地下 階	
構造（混構造では複数に○）	:	木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他	
面積（小数点第2位まで）	:	延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²	
建築年月	:	年 月	
4 添付図書			
実施設計または簡易補強工事に関し作成した図面、書類一式 3部			

様

練馬区長

耐震計画評定結果報告書（適合・不適合）

年 月 日付けで申請された耐震計画評定申請書について、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 項の規定に基づき、耐震計画評定を行い、下記の結果であることを報告いたします。

記

1 評定結果	☐Iw値1.0適合 ☐Iw値0.7適合 ☐Is値0.6適合 ☐不適合
2 建築物の種類	住宅
3 建築物の概要	
名称	:
所在地	: 練馬区
規模	: 地上 階 ・ 地下 階
構造	: 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他
面積（小数点第2位まで）	: 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²
建築年月	: 年 月

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

耐震化促進事業工事検査等申請書

耐震化促進事業助成要綱第 条第 2 項の規定に基づき、耐震改修工事または簡易補強工事の検査等を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 検査等の種別	☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事		
2 建築物の種類			
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設 ☐ 中高層等		
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物		
3 建築物の概要			
名称	:		
所在地	: 練馬区		
規模	: 地上 階 ・ 地下 階		
構造（混構造では複数に○）	: 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他		
面積（小数点第2位まで）	: 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²		
建築年月	: 年 月		
4 工事監理者			
事務所名称	:		
事務所所在地	:		
氏名	:		
建築士資格	: ☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士		

練馬区長

年 月 日付けで申請された耐震化促進事業工事検査等申請書について、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 項の規定に基づき、検査等を行い、下記の結果であることを報告いたします。

[illegible]

申請者 住所
氏名
電話

練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

1	交付決定金額	¥
2	事業経費	¥
3	建築物の種類（該当する項目にチェック）	
	☐ 民間建築物耐震化促進事業 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 民間特定建築物 ☐ 中高層等 ☐ 災害時医療機関等 ☐ 公共的施設
4	助成金の種類（該当する項目にチェック）	
	☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
5	建築物の概要	
	名称 :	
	所在地 : 練馬区	
	規模 : 地上 階 ・ 地下 階	
	構造（混構造では複数に○） : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他	
	面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²	
	建築年月 : 年 月	

練馬区長

練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条の規定に基づき、下記のとおり助成金額を確定したので通知いたします。

1	交付確定金額	¥
2	建築物の種類	
	☐ 民間建築物耐震化促進事業 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 民間特定建築物 ☐ 中高層等 ☐ 災害時医療機関等 ☐ 公共的施設 ☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
3	助成金の種類	
	☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事	
4	建築物の概要	
	名称 :	
	所在地 : 練馬区	
	規模 : 地上 階 ・ 地下 階	
	構造 : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他	
	面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²	
	建築年月 : 年 月	

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名 印

電話

（法人にあつては名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名）

耐震化促進事業助成金受領委任届

年 月 日付け 第 号をもって助成金の額確定を受けましたが、助成金の請求および受領を委任したいので、練馬区耐震化促進事業助成要綱第 条の規定に基づき、請求書を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、耐震改修工事等に要した経費の支払が完了したときは、速やかに、当該支払を証する書類を提出します。

記

1 交付確定金額	¥ (a)
2 受任者から申請者への請求金額	¥ (a+b)
(1) 区から受任者へ支払う金額	¥ (a)
(2) 申請者から受任者へ支払う金額	¥ (b)
3 受任者（助成金受領者）	住所 氏名 （法人にあつては名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名）
4 振込口座	受任者から区に提出する請求書による

上記について確認しました。

令和 年 月 日

受任者 住所

氏名 印

電話

（法人にあつては名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名）

練馬区長

練馬区耐震化促進事業助成要綱第43条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付決定を（一部）取り消したので通知いたします。

1 取消しの種類		☐ 一部 ☐ 全部	
2 交付決定金額	取消前	¥	
	取消後	¥	
3 建築物の種類			
☐ 民間建築物耐震化促進事業		☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設 ☐ 中高層等	
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業		☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物	
4 助成金の種類			
☐ 耐震診断＋実施設計 ☐ 耐震診断 ☐ 実施設計・建替え設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事 ☐ 除却工事			
5 建築物の概要			
名称 :			
所在地 : 練馬区			
規模 : 地上 階 ・ 地下 階			
構造 : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他			
面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²			
建築年月 : 年 月			
6 取消の理由			

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

財産処分承認申請書

練馬区耐震化促進事業助成要綱第45条第 1 号の規定に基づき、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成金受領額	¥
2 助成事業完了年月日	年 月 日
3 建築物の種類（該当する項目にチェック）	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設 ☐ 中高層等
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
4 助成金の種類（該当する項目にチェック） ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事	
5 建築物の概要	
名称 :	
所在地 : 練馬区	
規模 : 地上 階 ・ 地下 階	
構造（混構造では複数に○） : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他	
面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²	
建築年月 : 年 月	
6 助成金返還額	¥
7 添付図書 別紙（財産処分の内容）、配置図、平面図およびその他参考となる資料	

＝注意事項＝
記名の場合、氏名の横に押印が必要になります。
法人にあっては名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名とし、代表者を表す印の押印が必要になります。

財産処分の内容

(1) 財産処分区分

(2) 財産処分の目的

(3) 財産処分する理由

(4) 財産処分の期間

開始日 年 月 日

終了日 年 月 日

(5) その他

練馬区長 殿

申請者 住所
氏名
電話

財産処分報告書

練馬区耐震化促進事業助成要綱第45条第2号の規定に基づき、関係図書を添えて下記のとおり報告します。

記

1 助成金受領額	¥
2 助成事業完了年月日	年 月 日
3 建築物の種類（該当する項目にチェック）	
☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 災害時医療機関等 ☐ 民間特定建築物 ☐ 公共的施設 ☐ 中高層等
☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
4 助成金の種類（該当する項目にチェック） ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事	
5 建築物の概要	
名称 :	
所在地 : 練馬区	
規模 : 地上 階 ・ 地下 階	
構造（混構造では複数に○） : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他	
面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²	
建築年月 : 年 月	
6 添付図書 別紙（財産処分の内容）、配置図、平面図およびその他参考となる資料	

＝注意事項＝
記名の場合、氏名の横に押印が必要になります。
法人にあっては名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名とし、代表者を表す印の押印が必要になります。

財産処分の内容

(1) 財産処分区分

(2) 財産処分の目的

(3) 財産処分する理由

(4) 財産処分の期間

開始日 年 月 日

終了日 年 月 日

(5) その他

第 号
年 月 日

様

練馬区長

財産処分承認書

年 月 日付けで申請された財産処分申請書について、審査した結果、練馬区耐震化促進事業助成要綱第46条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認することを決定いたしました。

記

1	交付決定金額	¥
2	助成事業完了年月日	年 月 日
3	建築物の種類（該当する項目にチェック）	
	☐ 民間建築物耐震化促進事業	☐ 住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 民間特定建築物 ☐ 中高層等
	☐ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	☐ 特定緊急輸送道路沿道建築物 ☐ 一般緊急輸送道路沿道建築物
4	助成金の種類（該当する項目にチェック） ☐ 耐震改修工事 ☐ 簡易補強工事 ☐ 建替え工事	
5	建築物の概要	
	名称 :	
	所在地 : 練馬区	
	規模 : 地上 階 ・ 地下 階	
	構造（混構造では複数に○） : 木造 ・ S造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他	
	面積（小数点第2位まで） : 延べ面積 m ² ・ 敷地面積 m ²	
	建築年月 : 年 月	
6	助成金返還額	¥
7	納付期限	年 月 日
8	承認の条件	